

仕 様 書

1 件名

第2回「THE ROAD RACE TOKYO」(仮称) 実施計画策定支援及び運営委託

2 目的

現在、東京都では、環境にやさしく、健康にもよい自転車を更に身近なものとし、国内外に東京の魅力を発信するため、様々なイベントを「GRAND CYCLE TOKYO」プロジェクトとして進めている。プロジェクトの一環として、スポーツサイクル等自転車の活用推進を図るとともに、地域の魅力発信を行い東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会(以下「東京2020大会」という。)のレガシーとして未来に繋いでいくことを目的とし、「THE ROAD RACE TOKYO TAMA 2023」(以下「第1回大会」という。)を開催したところであるが、引き続き第2回大会を開催する。

3 契約期間

契約確定の日の翌日から令和7年9月30日まで

4 履行場所

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会(以下「委託者」という。)が指定する場所

5 受託要件

警備業法(昭和47年法律第117号)第4条に規定されている認定を受けていること。東京都以外の公安委員会で認定されている場合は、同法第9条に規定されている当該道府県の区域を管轄する公安委員会の受付印のある届出書の写しも添付すること。また、東京都による指名停止期間中の者等、指名が制限されている者でないこと。

6 通則

- (1) 受託者は、本業務を実施するに当たり、委託者と詳細に協議を行い、委託者の承認を受けて作業を進めるものとする。また、本仕様書の解釈に疑義が生じた場合、その都度、委託者と受託者が協議して決定するものとする。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、労働基準法等法令を遵守して業務を遅滞なく進めること。
- (3) 受託者は、契約締結後直ちに、委託業務を履行するための全体スケジュールを委託者と協議の上、委託者に提出すること。実施に当たっては本業務の趣旨を十分に理解し、円滑な遂行に留意して委託者に進捗状況を報告しながら業務を遅滞なく進めること。
- (4) 受託者は、本事業の実施に当たりサステナビリティに配慮し、事業に伴い発生した廃棄物等を最大限リサイクルするなど、環境への負荷を最小限にするよう努めること。また、東京都グリーン購入ガイド(2024年度版)の基準を満たすこと。なお、プラスチック素材(塩ビ加工を含む)を使用したものを作成・使用する場合には、委託者と事前に協議するものとする。
- (5) 受託者は本事業の効果を最大化するため、別に委託する以下の GRAND CYCLE TOKYO プロジェクトに係る受託事業者と必ず連携を図ること。

ア 令和6年度 GRAND CYCLE TOKYO レインボーライド・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託

イ 令和6年度 GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会等事務局運営補助業務委託

ウ その他 GRAND CYCLE TOKYO 事業に係る全ての受託事業者

7 業務報告書

受託者は、令和6年度分の委託業務について、令和7年3月31日までに業務報告書を提出すること。また、令和7年9月30日までに委託業務全体に関する業務報告書を提出すること。

8 支払方法

7の業務報告書において、委託業務の履行状況を確認の上、適法な請求に基づき、請求を受けた日から起算して30日以内に行う。なお、各年度の支出限度額については、別途定める。

9 第2回「THE ROAD RACE TOKYO」(仮称)大会概要

以下の(1)から(3)までの内容を多摩地域における自転車ロードレース大会 第2回「THE ROAD RACE TOKYO」(仮称)(以下「大会」という。)として開催する。

(1) 大会

東京2020大会で自転車ロードレースの舞台となった多摩地域において、その感動や興奮を未来に繋げるため、レガシーコースを活用したロードレース及び一般参加によるレースを企画・開催する。

ア 開催日時

令和7年7月13日(日曜日)

イ 競技種別、人数、会場

競技種別	人数	会場		備考
		スタート	フィニッシュ	
自転車ロードレース (エリート男子)	100名程度(想定)	武蔵野の森公園	青梅市内 (予定)	周回 コース を含む
自転車ロードレース (エリート女子)	40名~60名程度(想定)	青梅市内(予定)		
一般参加レース	提案による	提案による	提案による	
パラサイクリング	提案による	提案による	提案による	

※人数については、今後変更する可能性がある。

ウ コース案

東京2020大会コースや第1回大会コースをベースに今後決定

(2) 大会当日イベント

ア 開催日時

令和7年7月13日(日曜日)

イ 実施会場

フィニッシュ会場エリアを想定

ウ 来場者

延べ10,000名程度を想定

(3) 大会前日イベント

ロードレースの観戦促進に向け、大会前日に気運醸成等を図るためイベントを企画・開催する。

ア 開催日時

令和7年7月12日（土曜日）

イ 実施会場

コース沿道エリア

ウ 来場者

延べ2,000～3,000名程度を想定

(4) 大会開催気運醸成イベント

ロードレースの観戦促進に向け、気運醸成等を図るためのイベントを企画・開催する。

ア 開催日時

契約確定の日の翌日から令和7年7月13日までのうち複数日を想定

イ 実施会場

コース沿道エリア

ウ 来場者

各回1,000～2,000名程度を想定

10 委託内容

本事業の目的を十分理解した上で、委託者から提供する「大会基本計画書（提供版）（以下「基本計画」という。指名業者通知時に配布する予定。）」に基づき実施計画を作成し、大会を運営すること。

併せて、大会の円滑な開催に向け、委託者等と連絡調整を行うとともに、全体の進捗管理及び取りまとめを行うこと。

なお、委託費には、業務を実施するに当たり本仕様書に特に定めのある場合を除き、事業実施に際して必要な手続及びそれらに係る諸経費（権利関係の処理等に係る費用を含む。）等、本委託の履行に必要となる一切の経費を含むものとする。

(1) 実施計画の作成に係る提案

以下に掲げる実施計画について、別紙「実施計画の提案」を参照し、計画の骨子を提案すること。なお、作成した計画について、準備、実施、後処理、広報等に必要な全ての費用を項目ごとにリスト化し、必要な経費を算出すること。

I 全体計画 (i) 大会概要 (ii) 組織体制 (iii) 準備スケジュール（業務実施工程） (iv) 当日スケジュール	III 一般参加レース実施計画 IV 大会当日イベント運営計画 V イベント実施計画 (i) 大会前日イベント実施計画 (ii) 気運醸成イベント実施計画
II 自転車ロードレース実施計画 (i) 競技運営計画 (ii) スタート・フィニッシュ会場運営計画 (iii) スタートセレモニー・表彰式計画 (iv) コース運営全体計画 (v) 交通規制実施計画 (vi) 人員・資機材設置・撤去計画（安全対策計画） (vii) 警備計画 (viii) ボランティア計画	VI 広報計画 (i) 大会開催広報計画 (ii) 交通規制広報計画 (iii) エントリー計画 (iv) 協賛獲得・ブランディング計画 VII その他の計画 (i) 救護医療計画 (ii) 荒天時・緊急時対応計画

(2) 実施計画の作成及び運営体制の構築に係る業務

ア 実施計画の作成

委託者から提供する基本計画に基づき、少なくとも上記計画を含む、大会運営に必要な各実施計画について、令和6年12月末を目途に作成すること。内容は委託者と協議の上詳細を決定し、委託者の承認を受けるとともに、適宜見直しを行い、関係者が常に最新の情報を共有できるようにすること。

また、作成した計画について、委託者が求める場合には数量や費用等に係る根拠資料を用いて詳細な説明をすること。

イ 運営体制の構築

(ア) 人員体制の構築

受託者は、契約締結後直ちに委託業務を履行するのに必要な人員を確保するとともに、業務責任者、事業実施体制、連絡体制について書面で提出すること。また、変更が生じる場合は、委託者に事前に協議し、承認を得ること。

なお、大会当日は競技運営、コース運営管理、警備、一般参加レース運営等、実施項目ごとに運営を統括する責任者等を適宜配置し、業務責任者の指揮命令のもと、円滑な運営管理が行えるよう体制を整えること。

(イ) 業務責任者の設置

業務責任者は、本委託業務全体を統括する責任者として以下の業務を行うこと。業務責任者が不在の場合は代行責任者が行うこと。

- a 業務進捗及び課題等の把握・管理
- b 自治体・警察・施設管理者など関係機関連絡会議等への出席
- c 緊急時対応状況の一元管理
- d 委託者、自治体・警察・施設管理者など関係機関等の各関係者との連絡調整等
- e 大会当日の全体管理及び連絡体制・通信手段の確保

(ウ) 定例会の実施

委託者と受託者で定期的に打ち合わせ（以下「定例会」という。）を実施すること。定例会は、委託者が指定する場所で、週1回程度の頻度で実施すること。委託者と受託者で定例会を行った事項については、終了後3日以内を目途に議事録を提出すること。

また、外部との打合せ事項についても同様に議事録を提出すること。

(エ) 委託者との連絡体制

受託者と委託者の諸連絡は、電話、電子メール等を用いる。また、緊急の場合は、夜間・休日でも速やかな対応ができるよう連絡体制・通信手段を整えること。その他、受託者内部及び関係者間の情報共有を密に行うこと。

(オ) その他

本委託と「令和6年度 GRAND CYCLE TOKYO レインボーライド・マルチスポーツイベント実施計画策定支援及び運営委託」の両方を受注する場合には、各業務において支障が出ないように、同時並行で業務を進められる十分な体制を組むこと。

(3) 運営マニュアル、進行台本等の作成

委託者の指定する日時までに、大会について、少なくとも以下の事項を含めた運営マニュアル、進行台本等を作成し、提出すること。

ア 競技運営マニュアル

イ 会場運営マニュアル

ウ スタートセレモニー・表彰式マニュアル

- エ ロードレースコース運営マニュアル
- オ ボランティア運営マニュアル
- カ 一般参加レース運営マニュアル
- キ 大会当日イベント運営マニュアル
- ク 大会前日イベント運営マニュアル
- ケ 気運醸成イベント運営マニュアル（各回）

（４）大会の運営

10（１）の実施計画の作成に係る提案及び10（３）の運営マニュアル、進行台本等の作成に基づき、以下の事項を含めた大会の準備、運営等、事業実施に付帯する一切の業務を行うこと。また、業務に係る費用は全て受託者が負担すること。

なお、本大会は、国際自転車競技連合（以下「UCI」という。）の公認レースとして開催することを目指しているため、UCIが規定する主催者のためのロード競技ガイドの条項並びにUCI発行の大会開催に関するガイド及びガイドライン等を遵守すること。

ア 国内競技団体等との調整、連携を含めた大会の円滑な運営

イ プロ選手等の出場選手の確保

海外選手含め、関係機関と連携しながら出場選手を招聘・確保すること。

ウ 競技役員の手配（海外競技役員の手配、旅費・日当・宿泊等の提供を含む）

エ 車両等を含めた運営に必要な資機材の調達

なお、第1回大会で製作した資機材を味の素スタジアムで一時的に保管しているため、当該資機材を最大限活用すること（保管資機材は別紙「味の素スタジアム保管資機材一覧」参照）。また、契約締結後、一時保管期限である令和6年7月31日までに味の素スタジアムから当該資機材を運び出し、受託者において保管すること。

オ 登壇者、アスリート等に対するアテンド（接遇、飲食物提供、誘導、通訳等含む）

カ 通訳（英語を基準とし、必要に応じて多言語対応を行うこと。）

キ 各種制作物等の作成

ク 参加者の取りまとめ、問い合わせ対応

ケ 各種事務局の設置・運営

（ア）ボランティア事務局

募集から当日の活動終了までに必要な作業を行うとともに、ボランティア参加者対応窓口として事務局を開設して対応すること。詳細は委託者と協議の上決定する。

（イ）交通規制対応事務局

交通規制公表後から令和7年7月末までの間、問い合わせ窓口を開設し対応すること。詳細は委託者と協議の上決定する。

（ウ）広報事務局

メディアに配布する全ての関係資料の作成（翻訳含む）、メディアの動員、当日の受付、メディア対応、掲載フォロー、モニター、事後メディア対応等を実施する広報事務局を開設し、大会がメディアを通じて国内外に発信されることを意図して、適切な撮影・取材スペースを設けること。

コ 保険の加入

不慮の事故発生に対する準備を怠らないとともに、以下に掲げる保険等に加入し、要する経費については契約金額に含めること。保険の契約内容については、加入前に委託者と十分に調整を行うこと。

（ア）イベント保険

- a 会場施設及び道路施設の管理の不備又は事業当日の運営上のミス等により、来場者など第三者の身体を害し、又は財物に損害を与えたことにより受託者が負担する法律上の賠償損害に対する保険
- b 来場者等が会場内で怪我をした場合等に発生する損害に対する保険
- c 火災、盗難、破損、運送中の事故等によって、機材、展示品等について生じた損害に対する保険
- d 悪天候等、不測かつ突発的な事由によりイベントの中止を余儀なくされた場合に、中止に伴い臨時に支出が必要となった費用に対する保険

(イ) 一般参加レース参加者に対するスポーツ保険

(ウ) ボランティアやスタッフに対する保険

サ 保険加入状況の確認

上記イ「プロ選手等の出場選手の確保」に当たっては、選手に保険加入が出場条件であることを伝えるとともに、大会当日時点の保険加入状況について確認し、委託者へ報告をすること。

シ 当日の様子の撮影（参加者に対し撮影及び撮影した写真のWEBサイトへの掲載等の許諾を得ること。）

ス アクセシビリティへの配慮

誰もが楽しむことができるようアクセシビリティの確保に努めること。

セ 会場来場者及び沿道観戦者等の誘導、動線の確保、警備等の実施及び必要に応じたトイレ等の確保

ソ 大会に係る苦情対応

タ 来場者等が大会運営スタッフ、ボランティア等を容易に識別するためのスタッフウェア等準備（気温、天候等を考慮した仕様のもを用意すること。）

チ 実施に際して必要となる識別諸票（車両証、通行証、関係者識別票（スタッフタグ）等）を発行すること。また、その他印刷物（サイン等含む）等が必要な場合は、適宜手配又は作成し、必要数を用意すること。）

ツ 実施及び検証報告書の作成（大会終了後、本件業務にかかわる大会の実施結果を取りまとめた実施報告書（記録写真、参加者数、出席メディアリスト、各種広報物配布数、数値等を用いた効果検証を含む）を作成するとともに、次回大会に向けた課題等について、関係者及び団体等の聞き取り等を含めた報告書を取りまとめること。）

テ その他実施に当たり必要となる事項

(5) 広報関連業務

大会の広報関連業務について、以下を行うこと。

ア ウェブページの作成・運用

本事業に係るウェブページ (<https://www.the-roadrace-tokyo.jp>) (以下「ウェブページ」という。)を引継ぎ、開催に向けた気運醸成を図るため、ウェブページを活用し、積極的なPRを行うこと。その際は音声読み上げの機能を付す等、情報アクセシビリティに留意すること。内容については、事前に委託者と協議の上、承認を得ること。情報発信に際しては以下の点を踏まえること。

(ア) 一般参加レースの参加者は事前登録制を予定しており、募集に当たってはウェブページを活用すること。

(イ) 委託者の公式ウェブサイト (<https://grand-cycle-tokyo.jp>) からウェブページへリンクするためのバナー画像等を必要に応じ作成すること。

- (ウ) 他の GRAND CYCLE TOKYO 事業に係る受託事業者からウェブページの更新等に関する依頼等があった場合は、その依頼等に誠実に対応すること。
- イ 大会当日の様子についてリアルタイム配信を行うこと。
- ウ ウェブページ、委託者の公式ウェブサイト、ソーシャルメディア等を活用した大会に関する事前・事後の広報活動
 - (ア) 大会を事前から盛り上げ、積極的に大会の趣旨及び活動を広報するため、ウェブページ、委託者の公式ウェブサイト、ソーシャルメディア等を活用し、コンテンツを計画的に用意し、広く都民、国内外の人々が広く認識できる広報活動を行うこと。
 - (イ) 事業当日の様子がソーシャルメディア（SNS、主に You Tube、Instagram、X、Facebook 等）を通じて広く拡散されることが期待できるような企画とすること。
- エ 記録写真又は映像の撮影
 - 大会当日の写真に加えて、事前準備、当日の準備、撤去作業等、後年度においても一見して運営手順や様子がわかるように記録写真又は映像を撮影し、一連の流れを理解しやすいようにまとめること。
- オ 来場者数の測定及びアンケートに係る業務
 - (ア) 参加者数、来場者数及び沿道観戦者数の測定を行い、開催当日の速報値及びプレス掲載用確定値について、委託者の求めに対し速やかに報告すること。
 - (イ) 来場者等に対し、アンケートを実施すること。アンケートで質問する内容については、委託者と事前に調整し、決定すること。併せて、アンケートの集計・分析を行うこと。
 - (ウ) アンケートの実施方法等については、デジタル技術の活用を積極的に検討すること。
- (6) 国際公認手続支援
 - 本大会以降、「THE ROAD RACE TOKYO」が国際自転車競技連合（以下「UCI」という。）から公認レースとして認定されるよう、手続の支援を行うこと。
 - ア アドバイザーの雇用
 - UCI 公認手続に知見のある担当者を配置又は、外部登用を含めたアドバイザー等を設置すること。
 - イ 必要書類の作成、提出
 - UCI が示す「UCI CYCLING REGULATIONS」等を参考に、公認認定のために必要となる資料作成を支援すること。
 - ウ UCI 等との調整
 - 公認認定されるよう、必要書類の提出前後において UCI、国内競技団体等と円滑な調整を行うこと。
 - エ その他 UCI 公認認定のために必要となる作業を支援すること。
- (7) 交通量調査
 - ロードレースにて走行する競技コース上及び周辺道路において、交通混雑が想定される交差点を検討し、交通量調査の実施方法について提案すること。実施日程は、令和 6 年 7 月 14 日（日曜日）のロードレース開催時間帯を目途とする。
 - 当該調査結果を、交通規制に関する計画に反映させることとし、計画を策定する中で、必要が生じた場合は再度交通量調査を行うこと。コースは、東京 2020 大会コースや第 1 回大会コースをベースに今後決定する。
- (8) 第 3 回大会に係る基本計画策定支援
 - 大会準備と並行して、第 3 回大会に係る基本的事項（日程・会場・コース及びその他イベント等）等について、委託者が行う基本計画等の策定支援を行うこと。また、第 3 回大会の基本計画

について、委託者が別途提供する調査分析結果等を十分に考慮し立案すること。

当該基本計画策定支援を行うに当たっては、これまでの見識や専門的知見を最大限活用しつつ本件業務の遂行にて培った見識も踏まえ、現実的かつ実現可能な計画案を提案・作成し、委託者の合意を得ること。その上で、次のアからクまでに掲げる項目を含む基本計画を作成すること。

ア 準備体制に関する計画

(ア) 準備体制時に必要な人員・組織機能に関する計画

※ 大会における具体的な人員配置等は、第3回大会の実施運営計画にて策定していくため作成不要

(イ) 大会開催に当たっての予算計画

※ 検討の深度化に合わせて「人員・組織機能に関する計画」及び「予算計画」の暫定版を提示し、その後随時更新すること

イ 広報・マーケティング・参加登録に関する計画・対応

(ア) 競技愛好者を含む一般参加者への広報・プロモーション、気運醸成計画

(イ) ウェブページの作成及び参加申し込みの受付に関する決済を含めたシステムの構築に関する計画

(ウ) スポンサー獲得へ向けた企業等へのプロモーション計画

(エ) (ウ) の計画に基づいた企業等へのプロモーション活動

ウ 競技に関する基本計画

(ア) 大会開催に当たってのカテゴリー設置に関する計画

(イ) スタート及びゴール地点に関する計画（駐車場等を含む）

(ウ) 審判員、ボランティア等の人員配置及び主催者が提供する補給ゾーン・廃棄ゾーンの設置箇所等（沿道対応含む）

(エ) コースに関する実地・実測調査（競技のための正確な実測調査は想定しない）

(オ) 宿泊・輸送（人、自転車等）に関する計画

(カ) 救急・救護対応に関する計画（指定病院等を含む）

(キ) 当日の本部運営体制に関する計画

エ 交通規制・警備関連計画

(ア) 道路状況及び近隣施設等の把握のための実地踏査の実施

(イ) 交通規制位置、規制スケジュールの計画

(ウ) 一般交通の迂回路の計画

(エ) 人員（誘導員等）の配置及び資機材（鉄柵等）の設置・撤去計画並びに人員・資機材のために必要なコース沿道の用地のリストアップ

(オ) 標識被覆、標識追加設置の計画

(カ) 誘導看板デザイン、配置の計画

(キ) 住民、一般交通への事前告知の手法、サイン計画、告知スケジュールの計画

オ ボランティア関連計画

ボランティアの募集・研修・配置に関する計画

カ 付帯イベントに係る計画

付帯イベント（一般参加レース等）の内容、実施会場、人員・備品等の配置等に関する計画

キ 各計画の策定に必要な関係各所との調整に関すること

道路管理者・警察・自治体・沿道事業者・沿道住民等の関係者との打合せのための情報の

収集・資料作成・各種調整（必要に応じて打合せへの同席や説明会準備・個別対応など）

（9）その他

ア 関係者との調整等

道路管理者、交通管理者、会場管理者、国内外競技団体、東京都庁内関係部署、関係自治体等との交渉や打合せに関し、調査・分析や実施運営に係る内容に基づきPowerPoint・Excelデータ等の編集可能な様式による資料作成を行うとともに、必要に応じて出席し説明を行うこと。打合せの内容により、実施内容の修正や追加の必要が生じた場合は、委託者と協議の上、対応すること。また、委託者から依頼があった際は、国内外の自転車関連情報について情報収集できる体制を構築すること。

イ 住民説明会補助

コース、会場付近の地域住民及び事業者等に対する説明会への同席、開催場所の確保、資料作成や開催案内・調整等、運営補助を行うこと。

ウ 関係官公署との協議・手続等

（ア）関係官公署等への手続について、申請先や申請時期等を調査し、リストを作成した上で、必要な対応を行うこと。

（イ）法令に基づく申請が必要な場合は、申請に必要な書類の原案を作成し、委託者に提出すること。また、当該申請又は受領の際の説明等、必要な対応を行うこと。

（ウ）関係官公署等との打合せを行った場合は、その内容について、受託者の作成する書面により報告すること。

エ 事業効果測定

（ア）定性的及び定量的な形で事業効果を整理し、事業効果を測定・検証し、求めに応じて速やかに報告すること。問題点や改善点については、準備段階における課題や困難であった調整事項などについても触れること。

（イ）総来場者数等の概算測定結果については、開催当日速やかに報告すること。

（ウ）参加者、来場者、ボランティア等へのアンケート実施等により、事業の満足度等を測定すること。

（エ）アンケート回答率を上げるためのインセンティブについても検討すること。

オ その他、運営全般に係る業務

（ア）受託者の責任の下、全作業を完了すること。万が一トラブルが発生した場合は、受託者の責任において処理するとともに、速やかに委託者に報告すること。

（イ）本事業終了後は、関係法令の定めに従い、迅速に撤去作業、原状回復及び清掃を行うこと。制作物等がある場合は納品すること。ただし、納品の必要のないものについては受託者において処分すること。

カ 合理的配慮の徹底

「障害を理由とする差別解消の推進に関する法律」及び「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」等に基づいた合理的配慮の提供を徹底すること。

キ 収入金等の納入

受託者は、以下の金員等について、取りまとめ後、速やかに委託者に納入すること。また、それ以外の収入が発生した際には、委託者と協議の上取扱い方法を取り決めること。

今回のイベントに関して想定される収入は以下のとおり。

（ア）一般参加レース参加費

（イ）協賛金

11 成果品

(1) 成果物の納品部数は以下のとおりとする。原則としてA4サイズ資料を提出し、電子データをMicrosoft Teamsのファイル共有機能を利用するか、DVD-R等の記録媒体に収録し、提出すること。電子データはMicrosoft officeソフトWindows形式にて表示可能なものとする。

なお、東京都がデジタル環境への転換を加速し、紙ベースから脱却した新しい仕事の進め方を推進している観点から、納品部数を削減又は電子データ納品のみとする場合がある。

ア 実施計画書 10部

イ 業務運営マニュアル及び進行台本 10部(ただし、最終稿の納品部数については別途通知する。)

ウ 実施及び検証報告書 5部(来場者アンケートの集計・分析は大会終了後3週間以内を目途に行い、結果を報告すること。)

エ 記録写真データ(広報等に使用可能な著作権許諾がされたものを含む。) 1式

オ 記録映像データ(広報等に使用可能な著作権許諾がされたものを含む。) 1式

カ 自転車ロードレースの中継配信映像データ 1式

キ 作成したウェブページに関連するデータ(サーバ情報等、ウェブページの基本情報を含む。) 1式

(2) 成果品については、事前に版下案を委託者に提出の上、内容の確認を受けること。成果品の納入後、内容に不備等があった場合には、速やかに受託者の負担で修正等を行うこと。

(3) ウェブページ等において、終了後速やかに事業終了の告知を行い、記録写真等により当日の様子を公開すること。

(4) 納入先は、以下のとおりとする。

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会(東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部国際大会課内)

12 危機管理体制の整備

(1) 大会当日は、参加者及び来場者等の安全に十分に配慮し、危険防止等の安全策を講じること。

また、非常時には参加者及び来場者等の安全確保、避難誘導に万全を期すこと。

(2) 大会当日のほか、準備期間等も含めて作業中に発生した事故についての責任は、第一義的には受託者が負うものとする。また、事故が発生した場合は、速やかに委託者に報告するとともに、損害賠償等の請求があった場合には、受託者が誠意をもって処理するものとする。

13 秘密の保持

受託者は、本契約締結の事実並びに本契約の諸条件に従った業務の遂行、その他契約上の債務の履行に関して委託者から受領し、又は、その他の方法により知り得た一切の事実又は情報について、委託者が事実を承諾しない限り、何人に対してもその内容を一切公開せず、また開示もしないこと。

受託者は、業務遂行を通じ知り得た一切の事実又は情報を、本契約以外の目的には使用しないこと。ただし、その事実又は情報を既に適法に知っていたか、若しくは公知の事実となったもの、又は法令の適用により若しくは官公署、裁判出頭命令、指導、通達等により提出する事実については、この限りではない。

受託者が秘密保持義務に違反し、委託者が損害を被った場合、受託者は、その損害の補償をすること。

なお、契約終了後においても同様とする。

14 個人情報の取り扱い

委託者が貸与する資料に記載された個人情報及び業務に関して知り得た個人情報は全て委託者の保有個人情報であり、委託者の許可なく複写、複製又は第三者へ提供してはならない。委託期間の満了後は、保有個人情報が記載された資料（電子媒体に記録されたものを含む。）を GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会に返却するものとする。仕様書別紙1「個人情報を取り扱う事務に係る委託契約特記事項」を遵守すること。

15 著作権等

- (1) 本委託の成果物（成果品、作成途中の成果品及び業務の履行に当たり作成した記録等を含む。）の著作権は、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利も含め、全て委託者に帰属するものとする。ただし、従前より受託者又は第三者の有する著作物の著作権は、当該受託者又は第三者に留保されるものとする。

なお、受託者は、委託者の承諾なく成果品等を第三者に閲覧、貸与又は譲渡してはならない。

- (2) 受託者は、成果物の作成等に当たり映像、文献等を引用・使用する際には、著作権の使用許諾等に関し、受託者の責任において、必要な処理を行わなければならない。

16 一括再委託の禁止

受託者は委託の履行に際し、委託内容の全部又は主要部分を一括して第三者に委託することができない。「主要部分」とは、業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理をいい、受託者は、これを再委託することはできない。

受託者は、委託内容の全部又は主要部分及び簡易な業務を除く業務の一部を再委託するに当たっては当該業務の遂行能力を有する者の中から選定しなければならない。また、再委託先（以下「協力会社」という。）が東京都の競争入札参加有資格者である場合は、指名停止期間中であってはならない。

受託者は、協力会社が東京都の競争入札参加有資格者でない場合、東京都の契約から排除するよう警視庁から要請があった者でないことを確認すること。

17 情報セキュリティの確保

電子情報の取扱いに関しては、受託者は、東京都サイバーセキュリティ基本方針及び東京都サイバーセキュリティ対策基準（令和6年2月22日施行）と同様の水準でのセキュリティを確保すること。仕様書別紙2「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

なお、受託者が情報セキュリティを確保することができなかつたことにより委託者が被害を被った場合には、委託者は受託者に損害賠償を請求することができる。委託者が請求する損害賠償額は、委託者が実際に被った損害額とする。

18 環境により良い自動車利用

本委託の履行に当たり、仕様書別紙3「1 東京都グリーン購入推進方針」及び「2 環境により良い自動車利用」を遵守すること。

19 契約不適合責任

- (1) 契約目的物に、その契約の内容に適合しないものがあるときは、委託者は、受託者に対して相当の期間を定めてその修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて損害の賠償

を請求することができる。

- (2) 上記(1)の規定によるその契約の内容に適合しないものの修補による履行の追完又はこれに代えて若しくは併せて行う損害賠償の請求に伴う通知は、委託者がその不適合を知った日から1年以内に、これを行わなければならない。

20 その他

- (1) 本仕様書について、あらかじめ記載されていない事項及びその後の状況変化があった事項等については、その都度、双方で協議の上、対応するものとする。
- (2) 荒天等を理由に、やむを得ず企画を延期、中止する場合がある。中止に伴う対応については、社会通念上相当かつ合理的な範囲において委託者との減額等に係る協議に応じるものとする。
- (3) 調達の際は、紛争や人権問題に加担していることが疑われる者又は地域からの調達は避ける等の配慮をするように努めること。

21 担当

東京都新宿区西新宿二丁目8番1号 東京都庁第一本庁舎14階南側
(東京都生活文化スポーツ局国際スポーツ事業部国際大会課内)
GRAND CYCLE TOKYO 実行委員会事務局